

居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者の概要

名称	医療法人社団 彩優会 栗橋病院
事務所の所在地	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門714-6
代表者（職名・氏名）	理事長 中田 賢一郎
電話番号	0480-53-8686

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及事業所番号

ご利用事業所の名称	医療法人社団 彩優会 栗橋病院
事業所の所在地	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門714-6
電話番号	0480-53-8686
介護保険指定事業所番号	1110901504
代表者名	板倉 光夫
通常の事業の実施地域	久喜市 幸手市 加須市 杉戸町 宮代町 古河市 五霞町 境町

(2) 事業所の職員体制

従事者の職種	勤務の形態・人数	勤務時間
医師	常勤・3名	9:00~18:00

(3) 営業日

営業日	月曜日から土曜日まで 但し、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
営業時間	9:00~17:00

3. 提供するサービスの内容と費用

(1) サービスの内容

医師が行う居宅療養管理指導	担当の医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。 *事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。
---------------	--

(2) 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割が利用者負担額となります。

居宅療養管理指導料の種類		1割	2割	3割
医師が行う居宅療養管理指導(Ⅱ) 1月に2回を限度とし(1回あたり)	単一建物居住者が1人	299円	598円	897円
	単一建物居住者が2～9人	287円	574円	861円
	単一建物居住者が10人以上	260円	520円	780円

居宅療養管理指導に要した交通費等については、1回につき500円(税別)実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、ご請求額確定後30日以内に下記のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
窓口払い	受付時間：月曜日から土曜日9：00～17：00 祝日を除く 自動精算機にて現金またはクレジットカード (VISA・マスターカード)にてご精算できます。
銀行振込み	埼玉りそな銀行 幸手支店 普通口座 3817046 医療法人社団 彩優会 理事長 中田 賢一郎

4. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者 小森・日下部 ご利用時間 9：00～17：00 電話0480-53-8686 FAX0480-53-8551
---------	--

5. ご利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。